

今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第八次答申）（案）

平成 7 年 9 月 20 日付け諮問第 24 号により中央環境審議会に対してなされた「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（諮問）」のうち、指針値算出の具体的手順の一部改定について並びにクロロホルム、1,2-ジクロロエタン及び1,3-ブタジエンに係る指針値について、大気環境部会で検討を行った結果、下記のとおり結論を得たので答申する。

記

1．指針値算出の具体的手順の一部改定について

指針値算出の具体的手順の一部改定について、別添 1 の健康リスク総合専門委員会報告を了承する。

2．クロロホルム、1,2-ジクロロエタン及び1,3-ブタジエンに係る指針値について

クロロホルム、1,2-ジクロロエタン及び1,3-ブタジエンに係る指針値の提案について、別添 2 の健康リスク総合専門委員会報告を了承する。

これに基づき、クロロホルム等 3 物質について、別表のとおり指針値を設定することとする。

別表 環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値（指針値）

クロロホルム	年平均値 $18\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
1,2-ジクロロエタン	年平均値 $1.6\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
1,3-ブタジエン	年平均値 $2.5\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下